

福祉

重度心身障害者医療費受給者の皆さんへ

現在交付されている受給者証の有効期限は7月31日となっています。

8月1日以降も引き続き医療費の助成を受けるためには、更新の手続きが必要です。忘れずに手続きを行ってください。

■受付日時

7月18日④9:00～19:15

7月19日④9:00～17:15

7月20日⑤9:00～17:15

■受付場所 健康福祉課

■必要なもの

- ・重度心身障害者医療費受給者証（ピンクのカード）
- ・障がい者手帳
- ・健康保険証
- ・印鑑

☎健康福祉課 ☎72-6934

福祉

ひとり親家庭医療費受給者の皆さんへ

現在交付されている受給者証の有効期限は7月31日となっています。

8月1日以降も引き続き医療費の助成を受けるためには、更新の手続きが必要です。忘れずに手続きを行ってください。

■受付日時

7月24日④9:00～17:15

7月25日④9:00～19:15

7月26日④9:00～17:15

■受付場所 健康福祉課

■必要なもの

- ・ひとり親家庭医療費受給資格登録更新申請書
- ・ひとり親家庭医療費受給者証（青色のカード）
- ・受給者と児童の健康保険証
- ・受給者と児童の戸籍謄本（児童扶養手当受給者は除く）
- ・児童扶養手当証書（手当受給者のみ）
- ・平成24年度所得証明書（平成24

年1月1日現在、小野町に住所を有していなかった方のみ）

- ・児童の父または母が障がい者の場合のみ、診断書または障がい者手帳

☎健康福祉課 ☎72-6934

健康

風しん患者が増加しています

5月13日現在、全国の風しん患者数は、168件と前年度の同時期と比べ、約2倍の件数になっています。特に兵庫県、大阪府、京都府で増加しています。

◎風しんとは？

インフルエンザ同様、^{ひまつ}飛沫感染し、風しんにかかると発疹、発熱、リンパ節の膨張などの症状がでることが特徴です。これまで風しんにかかったことがない方や予防接種を受けていない方、妊娠適齢期の方は注意が必要です。特に妊娠初期に風しんにかかると胎児にも感染し、白内障、心疾患、難聴などの障がいをもった児が生まれる先天性風疹症候群を発症することがある大変怖い病気です。

◎予防するためには

- ①外出後には手洗い、うがいをする。
- ②急な全身性の発疹や発熱などの症状が現れたら、早めに受診する。
- ③受診の際はマスクの着用、咳エチケットを守るなど感染を広げない。
- ④予防接種を受ける。
 予防接種をまだ受けていない方は早めに受けましょう。対象者は次のとおりです。
 1期：生後1歳～2歳未満
 2期：小学校就学前1年間の幼児
 （平成18年4月2日～平成19年4月1日生）
 3期：中学生
 （平成11年4月2日～平成12年4月1日生）
 4期：高校3年生に相当する年齢

（平成6年4月2日

～平成7年4月1日生）

※対象期間は、平成25年3月末までになります。期間を過ぎると任意の予防接種となり、有料になりますのでご注意ください。

※麻しん・風しん3期、4期は平成24年度までの経過措置であり、今年度で終了になります。

また、県内で麻しん（はしか）患者が発生しましたので、風しん同様、予防接種を受けるなど、予防に注意しましょう。

☎健康福祉課 ☎72-6934

消防

花火・火遊びによる火災を防止しましょう

夏の風物詩でもある花火の季節となりました。楽しい夏の思い出にするためにも、花火の取り扱いには十分注意しましょう。

- ・広くて安全な場所で行う。
- ・子どもだけでは遊ばない。
- ・水バケツを用意し、遊び終わった花火は必ず水につける。
- ・花火は安全な場所に保管する。

また子どもの火遊びによる火災は、大人のいない時や人目につきにくい場所で発生することが多く、発見が遅れ火災が大きくなる場合がありますので、次のことに注意しましょう。

- ・子どもの気を引くようなライターやマッチを子どもの手の届くところに置かない。
- ・子どもだけで火を取り扱わせない。
- ・子どもだけを残して外出しない。
- ・火遊びを見かけたら注意し、やめさせる。
- ・火の取り扱い方法、火災の恐ろしさをきちんと教える。

☎郡山消防本部予防課

☎024-923-8172